

〔別添資料2〕

○旅館業法施行条例

昭和45年12月22日

島根県条例第55号

改正 昭和61年7月25日条例第29号

平成12年3月17日条例第1号

平成12年12月26日条例第51号

平成15年3月11日条例第4号

平成16年10月12日条例第56号

平成21年3月23日条例第19号

平成26年3月18日条例第1号

旅館業法施行条例をここに公布する。

旅館業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例1・全改)

(構造設備の基準)

第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下この条において「令」という。）第1条第1項第11号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 洋式構造の自由に入出りできる玄関及び玄関広間を有し、かつ、洋式客室数が総客室数の2分の1以上であること。
- (2) 食堂を設ける場合は、洋食を提供することのできる洋式構造の食堂を設けること。
- (3) 客室の幅員は、2メートル以上であること。
- (4) 客室は、天井を設けること。
- (5) 客室又は各階の便利な位置に、便所及び洗面所を設けること。
- (6) 便所は、客用と自家用に区分すること。
- (7) 共同用の便所は、定員10人につきおおむね大便器1個及び小便器2個（大小兼用の便器の場合は、2個）を設けること。
- (8) 便所には、流水装置の手洗設備を設けること。
- (9) 共同用の大便所には、内戸締装置を設けること。

- (10) 洗面所は、耐水材料で造るか又は防水処置を施すこと。
 - (11) 洗面所には、おおむね定員5人につき1個の水栓を設けること。
 - (12) 浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。
 - (13) 複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものであって、使用の度に換水できるものを除く。以下「共同浴室」という。）については、別表第1のとおりとすること。
- 2 令第1条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 適当な場所に必要な数の押入れ又は寝具入れを設けること。
 - (2) 客室には天井を設け、他の客室や廊下等との境界は、壁又は建具で区画されていること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前項第3号及び第5号から第13号までに掲げる基準に適合するものであること。
- 3 令第1条第3項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を施すこと。
 - (2) 客室の幅員は、1.8メートル以上であること。
 - (3) 客に食事を提供しないものにあつては、必要に応じて自炊場を設けること。
 - (4) 共同用の便所は、定員10人につき大便器及び小便器各1個（大小兼用の便器の場合は、2個）を設けること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで並びに前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。
- 4 令第1条第4項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 客室の数は、3室以上とし、1室の床面積は、おおむね4.9平方メートル以上であり、かつ、客室の幅員は、1.8メートル以上であること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで、第2項第2号並びに前項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合するものであること。
- 5 季節的状況、地理的状況その他特別の事情により令第2条による基準の特例を適用する施設の構造設備の基準は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 客室の総床面積は、おおむね19.8平方メートル以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで、第2項第2号並びに第3項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。

6 前項に掲げるもののうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に該当しない施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 階段の幅員は75センチメートル以上、けあげは22センチメートル以下、踏面は21センチメートル以上であること。

(2) 廊下の幅員は、75センチメートル以上であること。

(3) 雨水及び汚水が支障なく排水でき、かつ、床が木造であるときは、床下の通風を良好にする等防湿の措置を施すこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1項第5号及び第8号から第13号まで、第2項第2号並びに第3項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。

（平15条例4・追加、平16条例56・一部改正）

（社会教育に関する施設等）

第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館

(4) 青少年教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童が利用する施設で知事が指定したもの

2 知事は、前項第4号の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（昭61条例29・一部改正、平15条例4・旧第2条繰下）

（許可を与える場合に意見を求める者）

第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次のとおりとする。

(1) 国が設置する施設については、当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設については、当該施設を所管する教育委員会又は地方公共団体の長

(3) 前2号に掲げる施設以外の施設については、監督庁があるときは当該監督庁、監督庁がないときは当該施設が所在する市町村の長

（昭61条例29・一部改正、平15条例4・旧第3条繰下）

(衛生措置の基準)

第5条 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第3項に定めるところによる。

2 旅館業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 営業施設

ア 毎日1回以上清掃すること。

イ ねずみ及び衛生害虫の発生及び侵入防止に努めること。

ウ 照度は、次の基準によること。

(ア) 客室は、おおむね40ルクス以上とすること。

(イ) 浴場及び洗面所は、おおむね20ルクス以上とすること。

(ウ) 廊下、階段及び便所は、おおむね10ルクス以上とすること。

(2) 客室

ア 採光及び換気を十分に行うこと。

イ くず入れを備えること。

ウ 収容定員は、次の基準によること。ただし、季節的又は地域的事情により、この基準により難しいときは、衛生上支障のない範囲で、この基準を超えて宿泊させることができる。

(ア) ホテル営業又は旅館営業の施設の客室にあつては、洋室は床面積4平方メートルにつき1人とし、和室は床面積3.3平方メートルにつき1人とすること。

(イ) 簡易宿所営業の施設の客室にあつては、床面積2.5平方メートルにつき1人とすること。

(ウ) 下宿営業の施設の客室にあつては、床面積3.3平方メートルにつき1人とすること。

(3) 寝具類

ア 寝具、たんぜん等は、日光消毒を行う等の方法により清潔にしておくこと。

イ ゆかた、布団カバー及びまくらカバーは、客1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ 寝具は、定員数以上を備えること。

(4) 浴室等

別表第2のとおりとする。ただし、同表6の項から18の項までの規定は、共同浴室に限り適用する。

(5) 洗面所

- ア 飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
- イ 常に清潔にし、洗面具は、消毒したものを備えること。

(6) 便所

- ア 防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。
- イ 手洗い設備は、流水式とし、消毒液又は石けんを備えること。
- ウ 常に清潔にし、毎週1回以上消毒すること。

(7) 飲料水

水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）又は毎年1回以上公立の衛生検査機関若しくは同法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者により飲用に適する旨の確認を受けた水を使用すること。

- 3 旅館業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により宿泊者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる宿泊者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

（平12条例1・平12条例51・一部改正、平15条例4・旧第4条繰下、平16条例56・平21条例19・一部改正）

（宿泊を拒むことができる事由）

第6条 法第5条第3号の条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、旅館業を営む者から法第6条第1項に規定する事項を請求された場合に、これに応じないとき。

（平15条例4・旧第5条繰下、平16条例56・一部改正）

（許可証）

第7条 知事は、法第3条第1項の旅館業の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

（平12条例1・追加、平15条例4・旧第6条繰下）

(営業者の遵守事項)

第8条 旅館業を営む者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 前条の許可証を営業の施設の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 客室の入口には、室番号又は室名を表示すること。

(平12条例1・追加、平15条例4・旧第7条繰下)

(手数料)

第9条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第3条第1項の規定による旅館業の許可を受けようとする者 申請1件につき
22,100円
- (2) 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位
の承継の承認を受けようとする者 申請1件につき7,400円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(平12条例1・追加、平15条例4・旧第8条繰下、平26条例1・一部改正)

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例1・旧第6条繰下、平15条例4・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旅館業法施行条例（昭和23年島根県条例第71号）は、廃止する。

附 則（昭和61年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の旅館業の許可を受けた者
に対する第33条の規定による改正後の旅館業法施行条例（以下この項において「改正後の
条例」という。）第6条及び第7条の規定の適用については、この条例の施行の際現に当
該許可を受けた者に交付されている当該許可に係る許可証を改正後の条例第6条の許可
証とみなす。

附 則（平成12年条例第51号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第56号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

ただし、第1条中公衆浴場法施行条例附則の次に別表を加える改正規定（同表1の項第15号から第21号までに係る部分に限る。）並びに第2条中旅館業法施行条例第2条の改正規定及び別表第1を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第19号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平16条例56・追加）

- 1 原湯（循環使用しないで供給される温水をいう。以下同じ。）を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合にあっては、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること。
- 2 ろ過器を設置する場合にあっては、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
- 3 ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器の前に集毛器（毛髪等を取り除く容器をいう。以下同じ。）を置くこと。
- 4 ろ過器を設置する場合にあっては、浴槽水（浴槽内の湯水をいい、循環使用するものを含む。以下同じ。）の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、循環している浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- 5 回収槽（溢水した浴槽水を再利用するために貯留する槽をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、清掃が容易に行える構造であって、回収槽内の水を消毒できる設備が備えられていること。
- 6 上がり用湯水（洗い場に備え付けられた給湯栓及び給水栓（シャワーを含む。）から供給される湯水をいう。以下同じ。）は、浴槽水を用いる構造でないこと。

- 7 気泡発生装置（浴槽水に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。）を設置する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。

別表第2（第5条関係）

（平16条例56・追加）

- 1 営業者は、衛生管理を行うため自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知して衛生管理を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから責任者を定め、日常の衛生管理に当たらせること。この場合において、衛生管理に関する記録を作成し、3年間保管すること。
- 2 水道水以外の水を使用した上がり用湯水及び浴槽水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。
- 3 洗い場、浴槽、洗いおけ、腰掛け等は、毎日1回以上清掃し、随時消毒すること。
- 4 湯気抜きを適切に行うこと。
- 5 貯湯槽を設置している場合にあっては、定期的に貯湯槽の生物膜（微生物の増殖により形成される膜をいう。以下同じ。）の状況を監視し、並びに生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- 6 浴槽は常に満杯の状態にし、浴槽水は常に清浄に保つこと。
- 7 浴槽水は、毎日完全に換水すること（常に原湯が浴槽に補給されている場合であって、その補給される1日の原湯量が浴槽の容量以上のときは、完全に換水されているものとみなす。）。ただし、消毒装置を設置している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- 8 ろ過器を設置している場合にあっては、1週間に1回以上ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- 9 浴槽水を循環使用している場合にあっては、1週間に1回以上、循環させるための配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- 10 浴槽水を循環させる設備にあっては、吐出口付近に飲用できない旨の表示をする等浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- 11 ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。ただし、原水（循環使用しないで供給される水をいう。以下同じ。）若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く第1号に掲げる基準を適用できない場合

又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件に知事が認めた場合にあつては、この限りでない。

- (1) 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度までに保つこと。
 - (2) 測定結果は、検査の日から3年間保管すること。
- 12 消毒装置を設置している場合にあつては、その維持管理は、適切に行うこと。
 - 13 集毛器を設置している場合にあつては、その清掃は、毎日行うこと。
 - 14 洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯を貯留する槽を設置している場合にあつては、その清掃は、定期的に行うこと。
 - 15 水質検査については、次の基準によること。
 - (1) 水道水以外を使用した上がり用湯水並びにろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水にあつては1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合にあつては、1年に4回以上) レジオネラ属菌について検査を行うこと。
 - (2) 検査結果は、検査の日から3年間保管すること。
 - (3) 検査結果が2の項の基準を満たさない場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。
 - 16 回収槽の水を浴用に供する場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素消毒等で消毒すること。
 - 17 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等入浴上の注意事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。
 - 18 浴槽水を河川又は湖沼に排水する場合にあつては、環境保全のための必要な処理を行うこと。